

1次下請業者に係る社会保険等未加入対策手続フロー

施工体制台帳及び施工体系図兼下請契約調書（以下「施工体制台帳等」という。）により、下請契約日時点での下請業者^{※1}に係る社会保険等^{※2}の加入状況を確認

※1 下請業者は建設業法第2条第4項に規定する下請契約を受注者と直接締結している者（1次下請業者）を対象とする。

※2 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことをいう。

